

第 5529 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月12日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

空き家の譲渡特例と確認書

Q: 相続により取得した一定の空き家を譲渡した場合の特例ができましたが、この特例の適用を受けるには、どんな書類が必要ですか？

A: 次のような書類が必要です。

【解説】

平成28年4月1日から、相続開始直前に被相続人が居住していた一定の空き家とその敷地を、相続により取得した者が譲渡した場合に、3,000万円の特別控除が受けられる制度が施行されています。

この制度の適用を受けるには、被相続人居住用家屋等確認書の交付を受けなければなりません。そのためには、次の書類を市区町村に提出しなければなりません。

- ①被相続人の除票住民票の写し
- ②被相続人居住用家屋の譲渡時の相続人の住民票の写し
- ③家屋又はその敷地等の売買契約書の写し等
- ④次の書類のいずれか
 - ・電気もしくはガスの閉栓証明書又は水道の使用廃止届出書
 - ・家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、その家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面の写し
 - ・家屋又はその敷地が譲渡の時まで事業の用、貸付の用に供されていなかったことを明らかにする書類
- ⑤取壊して譲渡した場合はその状況がわかる写真、固定資産台帳の写し等

